

観光振興事業費補助金交付要領（FAST TRAVEL 推進支援事業・公共交通利用環境の革新等事業・観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業・歴史的観光資源高質化支援事業・観光地域振興無電柱化推進事業・先進的なサイクリング環境整備事業・古民家等観光資源化支援事業・「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業）

平成30年3月28日	国総支第62号	
	国鉄総第325号	
	国自旅第294号	
	国海内第187号	
	国港総第597号	
	国空事第1072号	
	国空業第165号	
	観参第294号	
	平成31年4月2日	国総事第97号
		国総支第54号
		国都街第122号
		国都景歴第117号
		国道総第530号
		国道企第94号
国住市第130号		
国鉄総第427号		
国鉄都第200号		
国鉄事第392号		
国鉄施第315号		
国自旅第315号		
国海内第250号		
国海外第414号		
国港総第699号		
国空事第1745号		
国官参空第83号		
観参第818号		
国官総第386号		
令和2年3月31日	国総地第68号	
	国総モ第27号	
	国総物第691号	
	国総事第78号	
	国都街第107号	
	国都景歴第100号	
	国道総第470号	
	国道企第109号	
	国住市第105号	
	国鉄総第468号	
	国鉄都第236号	
	国鉄事第442号	
	国鉄施第336号	
	国自旅第302号	
国海内第120号		
国海外第278号		
国港総第682号		
国官参空第100号		
観参第1229号		
国官総第252号		
令和2年11月5日	国総地第76号	
	国総モ第75号	
	国総物第126号	
	国総事第32号	
	国都街第76号	
国都景歴第63号		

国道総第231号
国道企第66号
国住市第79号
国鉄総第270号
国鉄都第119号
国鉄事第311号
国鉄施第206号
国自旅第260号
国海内第172号
国海外第173号
国港総第401号
国空総第662号
観参第779号
国官総第122号
国総地第109号
国総モ第99号
国総物第160号
国総事第68号
国都街第124号
国都景歴第104号
国道総第506号
国道企第114号
国住市第136号
国鉄総第442号
国鉄都第222号
国鉄事第733号
国鉄施第439号
国自旅第464号
国海内第220号
国海外第308号
国港総第710号
国空総第1123号
観参第1149号
国官総第205号

令和3年3月24日

この交付要領は、観光振興事業費補助金交付要綱（令和3年3月24日国総地第108号、国総モ第98号、国総物第159号、国総事第67号、国都街第123号、国都景歴第103号、国道総第471号、国道企第113号、国住市第135号、国鉄総第441号、国鉄都第219号、国鉄事第732号、国鉄施第438号、国自旅第463号、国海内第219号、国海外第307号、国港総第709号、国空総第1122号、観参第1148号、国官総第204号。以下「交付要綱」という。）のほか、観光振興事業費補助金の交付等観光振興事業の実施に当たって必要な事項を定める。

※本資料は、観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業の抜粋版となります。

I. 共通事項

1. 用語の意義

この要領において使用する用語の意義は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに交付要綱の定めるところによる。

2. 軽微な変更に係る取扱い

交付要綱第9条第1項第1号ただし書、第38条第1項第1号ただし書及び第62条第1項第1号ただし書に規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・ 様式第1関係別紙1に記載の「申請する事業の目的・内容」又は「補助対象となる経費の総額」の変更

IV. 観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業

1. 共通事項

①旅行環境まるごと整備計画の策定について

- 1) 指定市区町村等は、旅行環境まるごと整備計画（以下「整備計画」という。）の策定に当たっては、次の各号に留意するものとする。
 - ・ 計画の目標は、計画の期間内における観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業の実施によって達成しようとする目標（以下「成果目標」という。）とすること。
 - ・ 計画の目標の実現状況等を評価するための定量的な指標（以下「評価指標」という。）が適切に設定されており、これにより観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業の評価が適切に行うことができるものとなっていること。
 - ・ 成果目標及び評価指標の設定内容に対して観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業の構成が妥当であること。
 - ・ 観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業が、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があり、早期に事業効果の現れるものであること。
- 2) 指定市区町村等は、交付要綱第30条第1項の規定による整備計画の提出に当たっては、あらかじめ、整備計画に記載された観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業を実施する者から、事業毎に要望を取りまとめた上で、地方運輸局長等へ提出する。
- 3) 地方運輸局長等は、交付要綱第30条第1項の規定により指定市区町村等から整備計画の提出を受けたときは、要望書及び当該整備計画の内容を精査するとともに、これらについて記載内容の齟齬がないか等について確認を行った上で、当該整備計画を観光庁長官に進達するものとする。
- 4) 観光庁長官は、交付要綱第30条第2項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、外部有識者の意見を聴くものとする。観光庁長官は、整備計画を認定したときは、地方運輸局長等を経由して、当該整備計画を提出した指定市区町村等に対し、その旨の通知をするものとする。

②事業実施計画の策定について

- 1) 地方運輸局長等は、交付要綱第30条第2項の規定による認定を受けた整備計画に係る要望書について、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む地方運輸局長等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。
- 2) 同ワーキンググループにおいて事業実施計画案の了承後、観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業を実施する者に対して、地方運輸局長等を通じて補助金額等が内示される。観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業を実施する者は、内示後に交付要綱第7条の規定に基づき、補助金交付申請書を地方運輸局長等に提出する。

なお、「2. 補助事業等における①補助対象事業 10）」の事業のみを実施する場合は、指定市区町村等による整備計画の提出を必要とせず、要望を基にした事業実施計画案を諮ることとする。

③整備計画区域

様式第13で定める整備計画区域とは、特定観光地において、指定市区町村等が地域の関係者と一体となって受入環境整備に取り組む区域とする。

④補助対象事業者等

大手民鉄とは、東武鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、京王電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、東京急行電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、相模鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社及び西日本鉄道株式会社とする。

大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者とは、新京成電鉄株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、神戸高速鉄道株式会社及び山陽電気鉄道株式会社とする。

2. 補助事業等

①補助対象事業

補助の対象となる事業は、1) から13) までに掲げる事業とする。11) から13) に関しては、1) から10) までのうちいずれか一つ以上を実施する場合に限り対象とする。

なお、10) については、これのみを行う事業も対象とする。

- 1) 多言語観光案内標識の一体的整備
- 2) 観光スポットの掲示物等の多言語化整備
- 3) 無料公衆無線LAN環境の面的整備
- 4) ワークーション環境の整備
- 5) 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備
- 6) 公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上
- 7) 観光スポットの段差の解消
- 8) ICTを活用したゴミ箱の整備
- 9) 混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示
- 10) デジタルサイネージを活用した災害情報発信機能の強化
- 11) 外国人観光案内所の整備・改良
- 12) 観光拠点情報・交流施設の整備・改良
- 13) 手ぶら観光カウンターの機能向上

②補助対象外となる施設・経費

上記①における1)、3)及び6)については、商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内及び公共空間であっても利用料を収受しなければ入場できない箇所は対象としない。

また、次に掲げる経費は、補助対象としない。

- ・土地の取得に要する経費
- ・故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕に要する経費

③多言語での案内標識・案内表示について

多言語での案内標識・案内表示については英語併記を基本とする。なお、中国語(簡体字/繁体字)又は韓国語その他の必要とされる言語については視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うこととする。また、翻訳に際しては校正(*)を実施すること。なお、多言語対応については、二次元コード等の活用も検討し、可能な限り、地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することが望ましい。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJIS Z8210に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないよう、十分に配慮する必要がある。

※ 校正とは

- ・翻訳される言語を第一言語とする者や通訳案内士等の第三者が誤訳やスペルミス、文法の誤り等を指摘・訂正することで、必ずしもネイティブでない外国人にも十分伝わる、わかりやすさを重視した平明な言語・文章とすること。

④無料公衆無線LAN環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線LANの整備は、以下の要件を全て満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- 1) 整備に当たり、導入する無料公衆無線LAN機器は、電波の効率的な利用の観点から、仕様上、IEEE 802.11ac (Wi-Fi 5 (5GHz帯)) 以上に対応していること。
 - 2) 利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、以下のア)による認証方式、又はイ)及びウ)の認証方式併用(※1)を導入(※2)し、その方法を多言語にて明示すること。
 - ア) SMS (ショートメッセージ)・電話番号を利用した認証方式
 - イ) SNS アカウントを利用した認証方式
 - ウ) 利用していることの確認を含めたメール認証方式(※3)
- ※1 利用者がイ)又はウ)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式。
- ※2 上記認証方式を適用しなくてもよいケース
- ・災害時における無料公衆無線LANの開放時
 - ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時
- ※3 メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人等)はメール受信ができないため、手続きに係る最初の数分間はネット接続を可能とする又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要となる。
- 3) 共通シンボルマーク Japan. FreeWi-Fiの申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うこと。

⑤トイレ施設内や入口ドア等における表示について

トイレ施設内や入口ドア等において、「温水洗浄便座」、「洋式トイレ」及び「和式トイレ」のシンボルマークとして、JIS Z 8210に示された案内用図記号を表示することが望ましい。

⑥成果物(多言語での情報発信に関するコンテンツ)の提供について

本補助事業において作成した成果物のうち、多言語での情報発信に関するコンテンツの著作権については、原則として補助対象事業者に帰属させることとし、観光庁及び第三者の求めに応じて提供できるようにすること。

3. 多言語観光案内標識の一体的整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者への観光情報の提供を目的とする多言語観光案内標識の整備を対象とする。なお、補助対象事業が広告により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であることとする。

②機能面の要件

本補助事業においては、訪日外国人を含む旅行者が整備計画区域内を周遊することが容易になるようデザインを統一した多言語観光案内標識を複数組み合わせることにより、全体として、以下の要件を満たすこととなるものを対象とする。

- 1) 整備計画区域内における観光スポットの位置や当該観光スポットに至るまでの経路等の情報が提供されるものとなっていること。
- 2) 観光スポットやその周辺における観光情報が提供されるものとなっていること。
- 3) 1)から2)までには、多言語観光案内標識に地図や方向を指示する矢印等を掲載する方法の他、二次元コードや訪日外国人を含む旅行者の携帯するスマートフォン、ICTを活用した機器を利用する場合を含む。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1) 本工事費

多言語観光案内標識を新規に設置することを目的に行う工事、又は既設の多言語観光案内標識の改修に要する経費。

2) 附帯工事費

多言語観光案内標識の整備に直接要する費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の経費。

3) 事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費。

4) コンテンツ作成

多言語観光案内標識の設置主体が訪日外国人を含む旅行者への観光情報等の提供を目的として多言語観光案内標識に係るコンテンツの作成に要する費用。

- 5) 無料公衆無線LAN機器
多言語観光案内標識の設置に関わり、付帯して設置する以下⑤の要件を満たす無料公衆無線LAN機器の整備に要する費用。
- 6) その他
多言語観光案内標識の整備に附随するもの。

④補助対象外経費

舗装等の周囲整備、観光スポット敷地内における施設案内を目的とした整備及び地域住民の利用を主たる目的とする整備は対象としない。

⑤無料公衆無線LAN環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線LANの整備は、「2. 補助事業等 ④無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。また、本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））で多言語観光案内標識において整備するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

4. 観光スポットの掲示物等の多言語化整備

①基本的な考え方

観光地の代表的な観光スポットにおける訪日外国人を含む旅行者への多言語での観光情報の提供を目的とする掲示物等の整備を対象とする。なお、補助対象事業が広告により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であることとする。

②補助対象要件

1) 観光スポットについて

・「①基本的な考え方」に掲げる観光スポットであること。ただし、商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する施設を除く。

※「観光スポット」とは、訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れていると推定される観光施設等をいう。

2) 機能面の要件

本補助事業においては、説明板や二次元コード、訪日外国人を含む旅行者の携帯するスマートフォン、ICTを活用した機器等により、観光スポット内における展示物の情報や観光スポット内の施設機能の情報が提供されるものとなっているものとする。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1) 本工事費

掲示物等を新規に設置することを目的に行う工事、又は既設の掲示物等の改修に要する経費。

2) 附帯工事費

掲示物等の整備に直接要する費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の経費。

3) 機器購入費

多言語案内・翻訳用に必要となる機器の整備に要する経費。

4) コンテンツ作成

訪日外国人を含む旅行者への当該観光スポットに関する情報提供等を目的とするもの。

5) ホームページ等

パソコン又はスマートフォン等から利用できるものとし、予約システムを提供するものに限る。

6) 無線LAN機器

7) 事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費。

8) その他

掲示物等の多言語化整備に附随するもの。

④無線LAN環境の整備について

本事業の対象となる無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無線LAN機

器の購入に係る経費)及び「機器設置工事費用」(無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティ対策含む。))で、掲示物等の多言語化対応のために整備する場合に限り対象とする。

⑤ ホームページ等の整備について

5) ホームページ等(パソコン又はスマートフォン等から利用できるものとし、予約システムを提供するものに限る。)とは、補助対象事業者が管理運営する予約システムを備えたウェブサイト・モバイルアプリケーション(新規開設及び多言語化に伴い新たに予約システムを備える場合を含む。)の多言語化を行うものを指し、観光スポットの情報が掲載されたものとする。予約システムとは、オンライン上でチケット等の予約でき、かつクレジットカード等により決済できることが望ましいが、オンライン上のメールフォーム等により多言語により予約ができるものも含む。

5. 無料公衆無線LAN環境の面的整備

① 基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者への通信環境の提供を目的とする、面的な無料公衆無線LANの整備を対象とする。なお、補助対象事業が広告により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であることとする。

② 補助対象要件

本補助事業の対象となる無料公衆無線LANの整備は「2. 補助事業等 ④無料公衆無線LAN環境の整備について」に加え、以下の要件を全て満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

1) 整備(設置)する箇所は、複数箇所以上とすること。

ただし、既存の整備(設置)箇所と連携を図る場合は、当該事業において整備する箇所が単箇所でも対象とするが、以下の3)と同様の措置を講ずること。

2) 電波の重なりを考慮した整備(設置)計画を作成するとともに、屋外においても、利用可能箇所を用意すること。

なお、屋外にて整備(設置)を図る場合、周囲に遮蔽物が少ない見通しの良い場所に設置すること。

3) 利用者の利便性の観点から、統一したSSIDの設定やアプリケーションを活用し、「2. 補助事業等 ④無料公衆無線LAN環境の整備について 2)」の方式により一度認証することで、接続できること。

③ 補助対象経費

無料公衆無線LANの整備(無線通信)に必要なとされる、以下の設備等の購入・設置に要する経費を補助対象とする。なお、主たる用途が無料公衆無線LANではない複合型の設備に内蔵された無料公衆無線LANについては、無料公衆無線LAN設備に係る部分(公衆無線LAN機器本体、公衆無線LAN機器及び認証システム等の設定調整費)について明確に分けられる費用のみ補助対象とするが、多言語観光案内標識内蔵型の無料公衆無線LANについては、多言語観光案内標識の要件に従うものとする。

1) 公衆無線LAN機器(セキュリティ対策に係るソフトウェア含む)

2) 鉄塔

3) 受電設備

4) 送受信機

5) ケーブル

6) 収容板、収容箱、取付用金具、ケーブル用配管、ケーブル用ラック 等

7) 公衆無線LAN機器等の設定調整費

8) 認証システム(既存システムの設定調整費含む)

9) 蓄電池

10) 詳細な電波調査・設計費及び現場調査・設計費(図面製作、完成図書作成費)

11) 一般管理費

④ 補助対象外経費

以下の設備等の購入・設置に要する経費は補助対象としない。

1) 受電設備までの引き込み送電線

2) 他用途と併用可能な既存設備がある場合における受電設備の新設

3) 監視装置(ログ管理・運用管理用サーバ、システム等)

- 4) 電源設備（発電機・太陽光発電設備等）に関する経費
- 5) 設置場所自体の整備に関する経費（土地の取得含む）
- 6) 伝送用専用線（屋外に設置された光ファイバー等、ただし、最寄りの接続端子函からの引込線は除く）
- 7) 通信費等の維持管理に関する経費

6. ワークेशन環境の整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者が、整備計画区域内に所在する二次交通拠点から観光施設スポットに至るまでの経路上において、余暇を楽しみつつ仕事ができる施設を対象とする。なお、施設利用料により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であることとする。

②補助対象要件

本補助事業の対象となる施設及び施設利用に際して必要な情報について、施設においてはもちろん、WEB等にて広く多言語で明示すること。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

- 1) 施設整備に関する費用
- 2) 備品整備に関する費用
- 3) 事務費
 - 1) および2) に要する設計費及び工事管理費
- 4) ホームページ等の整備に関する費用
パソコン又はスマートフォン等から利用できるものとし、本補助事業の対象となる施設の予約システムを多言語で提供するものに限る。
- 5) 多言語対応及び決済環境の整備に関する費用
 - ・多言語案内・翻訳用タブレット端末
本補助事業の対象となる施設について、有人にて対応する場合に限る。
 - ・多言語案内・翻訳システム機器
本補助事業の対象となる施設について、有人にて対応する場合に限る。
 - ・AIチャットBot
本補助事業の対象となる施設情報等を提供するAIチャットBotを整備するもの。ただし、施設特性に応じたFAQの設定や、初期設定等に要する費用のみを対象とする。
 - ・キャッシュレス決済環境整備
- 6) その他、明確なワークेशन環境の整備に必要となる費用

④補助対象外経費

- ・故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費
- ・不動産の取得または賃借に要する経費
- ・施設の維持管理に要する経費
- ・舗装等の周囲整備に要する経費
- ・飲食店、小売店、宿泊施設、地域住民の利用が主たる施設等における整備に要する経費
- ・補助対象事業者が通常の業務活動としての利用、または居住用の利用を主たる目的とする整備に要する経費

⑤ホームページ等の整備について

4) ホームページ等の整備に関する費用（パソコン又はスマートフォン等から利用できるものとし、本補助事業の対象となる施設の予約システムを提供するものに限る。）とは、補助対象事業者が管理運営するウェブサイト・モバイルアプリケーション（新規開設又はもしくは、新たに予約システムを備える場合を含む。）の多言語化を行うものを指し、本補助事業の対象となる施設及び施設利用に際して必要な情報が掲載されたものとする。なお、予約システムとは、オンライン上で本補助事業の対象となる施設の利用予約（オンライン上のメールフォーム等により多言語で予約可能なものも含む）でき、かつクレジットカード等により決済できることが望ましい。

7. 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備

①基本的な考え方

整備計画区域内に所在する店舗・事業所等において、訪日外国人を含む旅行者が安心して快適に、滞在、ショッピング、交流・体験を楽しめる環境整備を図るため、複数箇所で開催される多言語対応及び先進的決済環境の整備を対象とする。なお、5)については、他の事業における整備と連携を図る場合は、当該事業において整備する箇所が単箇所でも対象とする。

②補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1) 多言語対応

- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末
- ・多言語案内・翻訳システム機器
- ・無線LAN環境の整備

2) 先進的な決済環境の整備

- ・キャッシュレス決済環境整備
- ・免税対応環境整備
- ・LAN環境の整備

3) 店内表示及びメニューの多言語化・オンライン化対応

訪日外国人を含む旅行者の受入を目的とする店舗の案内表示、店舗設備の利用案内、パンフレット、メニュー等の多言語化やピクトグラム、提供コンテンツの整備。なお、表示内容には、宗教や文化による食事等の生活習慣に配慮したピクトグラム等を必須とする。

- ・多言語案内
- ・メニューのオンライン化対応
- ・LAN環境の整備

4) ホームページ

補助対象事業者が運営している店舗等を紹介するホームページ（スマートフォン対応を含む）の整備。なお、宗教や文化により食事等の生活習慣に配慮が必要となる訪日外国人を含む旅行者の受入に関する情報発信を目的とするものに限る。

5) 免税販売手続を行う自動販売機の整備

免税販売手続を行う自動販売機の「機器購入費」及び「機器設置工事費用」。なお、免税販売手続を行う自動販売機は別途国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものに限る。

6) その他

商品の情報等、多言語対応・先進的決済環境の整備に付随するもの。

③LAN環境の整備について

本事業の対象となるLAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（LAN機器の購入に係る経費）及び「機器設置工事費用」（LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））で、多言語対応、先進的な決済環境及びメニューのオンライン化の利用のために整備するものに限り対象とする。

④補助対象外経費

通信費等の当該LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

⑤交付要綱別表4で規定する観光まちづくりに取り組む団体について

交付要綱別表4で規定する観光まちづくりに取り組む団体は、以下の事項を規約等で定める団体をいう。

- 1) 目的
- 2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
- 3) 意思決定方法
- 4) 解散した場合の地位の承継者
- 5) 事務処理及び会計処理の方法
- 6) 会計及び監査の方法
- 7) その他運営に関して必要な事項

8. 公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者が現に多く利用している又は今後多く利用することが想定され、広く無料で開放しているトイレを対象とする。

②情報発信要件

本補助事業の対象となる公衆トイレは訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすくトイレの所在を示すものとし、以下の1)及び2)の全てを満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- 1) 対象となる公衆トイレの所在をトイレの周囲やトイレ外壁等に多言語又はピクトサインにより表示している。
 - 2) 対象となる公衆トイレの所在を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信している、又は計画があること。
- ※ 観光スポット周辺の広く無料で開放しているトイレについて、その所在を一体的に発信していること。

③補助対象経費

次に掲げる1)又は1)及び2)を実施する場合、整備に係る設計、機器購入及び工事（撤去・内装・衛生設備・取付・建具・電気設備及び工事管理等）に要する経費を補助対象とする。

1) 基本整備項目

- ・和式便器の洋式化
- ・洋式便器の増設
- ・洋式便器の交換（温水洗浄便座の新設又は便器の高機能化を伴う洋式便器の交換）
- ・洋式便器の新設（建替、増築、新築時）
- ・清潔機能向上整備

※ 清潔機能向上整備とは、

トイレ施設内の床・壁面（建具を含む）において、汚物が飛散しやすい箇所での光触媒等を用いた抗菌素材の活用や、清潔を維持しやすい清掃仕様に変更する際に必要とされる整備を示す。

なお、補助対象となる大便器が設置されるブース内の機器（大便器、普通便座、紙巻き器、洗浄関連設備等）の購入及び設置に要する経費は基本整備項目に係る経費に含めることとする。

2) 追加整備項目

追加整備項目については、基本整備項目を実施した場合に限り、以下の整備を補助対象とする。なお、追加整備項目に係る設計・工事（外装工事を除く）に要する経費は基本整備項目に含めることとする。

- ・温水洗浄便座、暖房便座
- ・ハンドドライヤー
- ・洗面器（自動水栓化等）
- ・化粧鏡
- ・小便器（自動水栓化等）
- ・LED照明
- ・室内空調（換気、冷暖房）設備
- ・外装工事（屋根部分は除く）
- ・窓
- ・入口ドア
- ・案内標識（多言語又はピクトサイン等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等）
- ・案内表示（トイレ施設内のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等）
- ・多様な身体状況や家族構成に対応するための設備
- ・掃除流し
- ・その他、明確な機能向上を伴う整備

④補助対象外経費

以下の整備は補助対象としない。

- ・和式便器の整備
- ・案内標識以外の公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、トイレ施設外の電気・配管、浄化槽の設置等）
- ・躯体の新設工事（床・天井・壁・屋根等の建築構造に係る工事）

9. 観光スポットの段差の解消

①基本的な考え方

高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）である訪日外国人を含

む旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、観光地における代表的な観光スポット（同法又は地方自治体の条例等により整備が義務付けられている施設を除く。）における段差の解消を支援するものとする。

②補助対象要件

1) 観光スポットについて

- ・「①基本的な考え方」に掲げる観光スポットであること。ただし、商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する施設を除く。
- ※「観光スポット」とは、訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れていると推定される観光施設等をいう。
- ・地形その他の自然的条件及び訪日外国人旅行者の評価、入込客数その他の社会的条件並びに周辺に所在する旅客施設その他の施設の利用の状況及び移動等円滑化の状況を勘案して、当該観光スポットにおいて段差の解消を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

2) 段差の解消について

- ・1)の観光スポットに来訪する訪日外国人を含む旅行者の大多数が通常利用する経路（以下「特定経路」という。）において行われるものであること。
- ・特定経路において、当該観光スポットの職員による介助、誘導その他の支援のみによっては、高齢者、障害者等である訪日外国人を含む旅行者の周遊上の利便性や安全性が十分に確保されないと認められるものであること。
- ・エレベーターやスロープ等は、高齢者、障害者等である訪日外国人を含む旅行者が円滑に利用できるものであること。
- ・訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすく所在を示すものとし、以下のⅠ)及びⅡ)のいずれも満たすものであること。なお、本補助事業の申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすこととする。
 - Ⅰ)エレベーターやスロープ等の所在をこれらの周囲や外壁等に多言語又はピクトサインにより表示していること。
 - Ⅱ)エレベーターやスロープ等の所在を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信しているか、又はその計画があること。

③補助対象経費

段差の解消（エレベーター、スロープ等）の設置等に要する経費として、以下のものを対象とする。なお、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費や、外壁や内装の装飾等の段差の解消に直接関連しない経費は補助対象としない。

1) 工事費

機器の購入及び工事（解体工事を含む。）に要する経費。

2) 附帯工事費

エレベーターやスロープ等の設置等に伴う通路、階段等の新設、移設及び改築等に直接要する費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要する費用を含むものとする。

3) 事務費

工事及び附帯工事に要する設計費及び工事監理費とする。

10. ICTを活用したゴミ箱の整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者への旅行環境の向上および観光地の美化を目的とするICTを活用したゴミ箱の整備を対象とする。なお、補助対象事業が広告により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であることとする。

②機能面の要件

本補助事業においては、訪日外国人を含む旅行者が快適に計画区域内を周遊することができるようICTを活用したゴミ箱を複数設置することにより、全体として、以下の要件を満たすものを対象とする。

- 1)計画区域内における観光スポットの位置や当該観光スポットに至るまでの経路等を踏まえた設置位置となっていること。
- 2)ICTの活用により通常のゴミ箱より高機能なゴミ箱を設置することにより、ゴミの管理や観光情報の提供等がされるものとなっていること。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

- 1) 本工事費
ICTを活用したゴミ箱を新規に設置することを目的に行う工事に要する経費。
- 2) 附帯工事費
ICTを活用したゴミ箱の整備に直接要した費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の経費。
- 3) 事務費
工事等に要する設計費及び工事管理費。ただし、基本設計に係るものを除く。
- 4) コンテンツ作成
ICTを活用したゴミ箱の設置主体が訪日外国人を含む旅行者へ観光情報や交通情報等を多言語で提供することを目的としてICTを活用したゴミ箱に係るコンテンツの作成に要する費用。
- 5) システム開発
ICTを活用したゴミ箱に係るシステムの開発に要する費用。
- 6) 無料公衆無線LAN機器
ICTを活用したゴミ箱の設置に関わり、付帯して設置する以下⑤の要件を満たす無料公衆無線LAN機器の整備に要する費用。
- 7) その他
ICTを活用したゴミ箱の整備に附随するもの。

④補助対象外経費

舗装等の周囲整備、観光スポット等の施設・敷地内における環境向上や美化を目的とした整備及び地域住民の利用を主たる目的とする整備は対象としない。

⑤無料公衆無線LAN環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線LANの整備は、「2. 補助事業等 ④無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。また、本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））でICTを活用したゴミ箱において整備するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

1.1. 混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示

①基本的な考え方

整備計画区域内に所在する二次交通拠点から観光の目的地となり得る施設（観光施設に付随する施設を含む）に至るまでの経路上において、人の混雑が緩和している時間帯の観光や周辺エリアへの回遊を促し、訪日外国人を含む旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、面的な混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示の整備を対象とする。なお、補助対象事業が広告により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であることとする。

②機能面の要件

本補助事業においては、訪日外国人を含む旅行者が快適に計画区域内を周遊することができるよう人の混雑状況を把握する機器等及び混雑状況を観光客に示す機器等を設置することにより、全体として、以下の要件を満たすものを対象とする。

- 1) 混雑状況を把握する機器等は、計画区域内に複数箇所以上とすること。
- 2) 1)において把握した混雑状況について、多言語で発信を行い、訪日外国人を含む旅行者が容易に情報を取得できる体制を整える。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

- 1) 機器購入・設置費
混雑状況の把握に要する機器および混雑状況を観光客に示すために要する機器等の購入・設置に要する経費。
- 2) 附帯工事費
1)の機器等の設置に直接要する経費。
- 3) 事務費

- 1) および2) に要する設計費及び工事管理費。
- 4) システム開発
混雑状況の把握及び混雑状況を観光客に示すためのシステムの開発費用。
- 5) その他
混雑状況の把握に要する機器及び混雑状況を観光客に示すために要する機器の整備に附随するもの。

④補助対象外経費

飲食店、小売店、宿泊施設、地域住民の利用が主たる施設等における整備は対象としない。故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象外とする。また、ランニングコストやレンタル・リース契約に関する経費は対象としない。

1.2. デジタルサイネージを活用した災害情報発信機能の強化

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、既設のデジタルサイネージによる非常時情報発信のための機能の整備を対象とする。

②補助対象要件

- 1) 災害等の発生時に当該デジタルサイネージが通常通り稼働している場合には、速やかに非常時情報発信を開始すること。
- 2) 1) により発信される情報は多言語で少なくとも緊急地震速報及び津波情報を発信するものであること。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

- 1) 本工事費
非常時情報発信機能の整備を目的に行う改修に要する経費。
- 2) 附帯工事費
改修に直接要する費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の経費。
- 3) 非常時情報発信のための機器
災害等の発生時においてデジタルサイネージに情報を表示するための機器の整備に要する費用。
- 4) コンテンツ作成
非常時情報発信のためにデジタルサイネージの仕様に合わせて作成する多言語コンテンツの整備に要する経費。
- 5) 事務費
工事等に要する設計費及び工事管理費。
- 6) その他
非常時情報発信機能の整備に附随するもの。

1.3. 外国人観光案内所の整備・改良

①基本的な考え方

当事業の対象となる「外国人観光案内所」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（平成30年4月改訂）に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間において、日本政府観光局により、カテゴリーI以上に認定されている又は認定の見込みがある案内所とする。

②補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。ただし、カテゴリーIに認定されている又は認定の見込みのある外国人観光案内所の補助対象経費は、1)のうちの多言語案内・翻訳用タブレット端末及び多言語案内・翻訳システム機器、2)に要する経費に限る。また、カテゴリーII以上に認定されている又は認定の見込みがある外国人観光案内所は、1)から7)までに要する全ての経費を対象とする。

なお、補助対象事業が広告等により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であることとする。ただし、6)地域におけるコト消費促進のための環境整備を除く。

- 1) 先進機能の整備

- ・VR機器（Virtual Reality 仮想現実）
観光地の疑似体験ができる機器（コンテンツ作成を含む）を整備するもの。
 - ・デジタルサイネージ
観光案内所又は案内所周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等を発信するもの（コンテンツ作成を含む）。
 - ・多言語案内・翻訳用タブレット端末
観光案内業務において、案内所スタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレット端末であること。
 - ・多言語案内・翻訳システム機器
観光案内業務において、案内所スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器であること。
 - ・多言語音声ガイド
整備計画区域において観光スポットに関する情報を、訪日外国人を含む旅行者に多言語で提供することを目的とする多言語音声ガイドを整備するもの。
 - ・AIチャットBot
整備計画区域において、訪日外国人を含む旅行者の利便性向上及び案内業務の効率化を目的として、整備計画区域を含む観光情報を提供するAIチャットBotを整備するもの。ただし、地域特性に応じたFAQの設定や、初期設定等に要する経費のみを対象とする。
- 2) 無料公衆無線LAN環境の整備
以下③の要件を満たす無料公衆無線LAN環境を整備するもの。
- 3) 多言語での情報発信に関わる整備・改良
- ・案内標識
合理的なルートから訪れる訪日外国人を含む旅行者に対して、観光案内所の場所を案内することを目的に設置するもの。
 - ・掲示物
観光スポットの歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報等の発信を目的とするもの。
 - ・ホームページ
観光案内所の設置主体又は運営主体が運営しているスマートフォン対応を含むホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や地域のコンテンツの予約・販売機能、交通情報等の発信を目的とするもの。
 - ・オンラインコンテンツ
観光案内所の設置主体又は運営主体が作成するオンライン上のコンテンツであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等の発信、観光地の疑似体験等を目的とするもの。
 - ・案内放送
- 4) 外国人観光案内所の整備・改良
観光案内所（体験・交流スペースを含む。）の新築を含む整備・改良に係る設計・施工、観光案内所の整備・改良に附随して行う洋式トイレの整備及び清潔等機能向上に要するもの。
- 5) 免税対応環境整備
観光案内所内における免税対応端末に要する費用及び免税手続きカウンターの設置に要する経費
- 6) 地域におけるコト消費促進のための環境整備
- ・チケット予約・販売用機器
多言語での地域のコンテンツの予約・販売を目的とした機器であること。
 - ・システム構築費
チケットの予約・販売システムを構築することを目的とするもの。
 - ・キャッシュレス決済環境整備
チケットを販売するためのキャッシュレス決済環境の整備であること。
 - ・プリンター
チケットを発券するため、もしくはキャッシュレスに伴うレシートを印刷するためのプリンターであること。
 - ・附帯工事費
- 7) その他

③無料公衆無線LAN環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線LANの整備は、「2. 補助対象事業等 ④無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。

また、本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」

(無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用)及び「機器設置工事費用」(無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティー対策含む。))で観光案内所において整備するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

1.4. 観光拠点情報・交流施設の整備・改良

①基本的な考え方

観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した観光サービスのための交流機会(体験・学習等)の提供を目的とした施設であって、訪日外国人を含む旅行者が随時かつ快適に利用できる施設を対象とする。

②機能面の要件

以下の1)又は1)及び2)の全てを含む施設であること。

1)地域の観光拠点に関する情報を訪日外国人を含む旅行者に対して提供するもの(観光案内、観光情報を提供するスペース、観光拠点に関する歴史・文化等を紹介する展示・学習スペース等が設けられていること。)

2)上記に附帯して整備される、訪日外国人を含む旅行者に対して観光サービスを提供する交流の場(訪日外国人を含む旅行者の休憩スペース、地域の文化・伝統を紹介・体験できるスペース、地元物産を紹介・即売できるスペース等が設けられていること。原則として、当該施設による収益が維持・管理費程度であることとし、当該施設の収益により施設整備費が回収できる場合は対象外。)

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1)先進機能の整備

・VR機器(Virtual Reality 仮想現実)

観光拠点に関する疑似体験ができる機器(コンテンツ作成を含む)を整備するもの。

・デジタルサイネージ

観光拠点情報・交流施設又はその周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を行うもの(コンテンツ作成を含む)。

・多言語案内・翻訳用タブレット端末

観光拠点に関する情報提供業務等において、スタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレット端末であること。

・多言語案内・翻訳システム機器

観光拠点に関する情報提供業務等において、スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器であること。

・多言語音声ガイド

整備計画区域において観光スポットに関する情報を訪日外国人を含む旅行者に多言語で提供することを目的とする多言語音声ガイドを整備するもの。

・AIチャットBot

整備計画区域において、訪日外国人を含む旅行者の利便性向上及び案内業務の効率化を目的として、整備計画区域を含む観光情報を提供するAIチャットBotを整備するもの。ただし、地域特性に応じたFAQの設定や、初期設定等に要する費用のみを対象とする。

2)無料公衆無線LAN環境の整備

以下④の要件を満たす無料公衆無線LAN環境の整備をするもの。

3)多言語での情報発信に関わる整備・改良

・案内標識

合理的なルートから訪れる訪日外国人を含む旅行者に対して、観光拠点情報・交流施設の場所を案内することを目的に設置するもの。

・掲示物

観光拠点の歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

・ホームページ

観光拠点情報・交流施設の設置主体が所有するスマートフォン対応を含むホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

・オンラインコンテンツ作成

観光拠点情報・交流施設の設置主体が作成するオンライン上のコンテンツであり、訪日外

国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に係る疑似体験等等を目的とするもの。

・案内放送

4) 観光拠点情報・交流施設の整備・改良

観光拠点情報・交流施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工、観光拠点情報・交流施設の整備・改良に附随して行う洋式トイレの整備及び清潔等機能向上等に要するもの。

5) その他

④無料公衆無線LAN環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線LANの整備は、「2. 補助対象事業等 ④無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。また、本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティー対策含む。））で観光拠点情報・交流施設において整備するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

15. 手ぶら観光カウンターの機能向上

①基本的な考え方

当事業の対象となる「手ぶら観光カウンター」とは、「「手ぶら観光」共通ロゴマーク使用要領」（平成29年1月制定）に基づき、国土交通省により、手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるものとする。

②機能面の要件

訪日外国人を含む旅行者によるWEBや店頭のタブレット端末等のICTを活用した受付が可能なカウンターを対象とする。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1) 先進機能の整備

・デジタルサイネージ

手ぶら観光カウンター又は手ぶら観光カウンター周辺に設置するものであり、手ぶら観光の情報発信を目的とするもの。

・多言語案内・翻訳用タブレット端末

手ぶら観光業務において、手ぶら観光カウンターのスタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレット端末であること。

・多言語案内・翻訳システム機器

手ぶら観光業務において、手ぶら観光カウンターのスタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器であること。

2) 無料公衆無線LAN環境の整備

以下④の要件を満たす無料公衆無線LAN環境を整備するもの。

3) 先進的な決済環境の整備

・キャッシュレス決済環境整備

・LAN環境の整備

4) 多言語での情報発信に関わる整備・改良

・案内標識

合理的なルートから訪れる訪日外国人を含む旅行者に対して、手ぶら観光カウンターの場所を案内することを目的に設置するもの。

・掲示物

「手ぶら観光」サービスを紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への手ぶら観光の情報発信を目的とするもの。

・ホームページ（受付に活用する予約システムを提供するものに限る。）

手ぶら観光カウンターの設置主体又は運営主体が運営しているスマートフォン対応を含むホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への手ぶら観光の情報発信を目的とするもの。

・コンテンツ作成

手ぶら観光カウンターの設置主体又は運営主体が作成するコンテンツであり、訪日外国人を含む旅行者への手ぶら観光の情報の発信を目的とするもの。

・案内放送

「手ぶら観光」サービスの利用を希望する訪日外国人を含む旅行者に対して、手ぶら観光カウンターの場所を案内することを目的とした放送内容であること。

5) 手ぶら観光カウンターの整備・改良

手ぶら観光カウンターの開設を含む整備・改良に係る設計・施工等機能向上に要するもの。

6) 設備費

手ぶら観光サービスの受付業務を行うための設備及び受領した荷物の一時保管のために使用する設備であること。

7) その他

④無料公衆無線LAN環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線LANの整備は、「2. 補助対象事業等④無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。

また、本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））で手ぶら観光カウンターにおいて整備するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

⑤LAN環境の整備について

本事業の対象となるLAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（LAN機器の購入に係る経費）及び「機器設置工事費用」（LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））で、多言語対応及び先進的な決済環境の利用のために手ぶら観光カウンターにおいて整備するものを対象とする。

⑥補助対象外経費

通信費等の当該LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

XI. 事業評価について

1. 事業評価の実施

①自己評価（一次評価）

FAST TRAVEL 推進支援事業、公共交通利用環境の革新等事業、観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業、歴史的観光資源高質化支援事業、観光地域振興無電柱化推進事業、先進的なサイクリング環境整備事業、古民家等観光資源化支援事業、「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業については、交付要綱第23条の規定に基づき、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、交付要綱第13条及び第66条本文の規定による完了実績報告書に添付してそれぞれ補助対象事業者から、FAST TRAVEL 推進支援事業については地方航空局に、公共交通利用環境の革新等事業、観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業及び「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業については地方運輸局等に、歴史的観光資源高質化支援事業、観光地域振興無電柱化推進事業、古民家等観光資源化支援事業及び先進的なサイクリング環境整備事業については地方整備局等にそれぞれ報告する。

ただし、観光地域振興無電柱化推進事業については、間接補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、自己評価を行い、当該自己評価の結果を、それぞれ間接補助対象事業者から補助対象事業者に提出し、補助対象事業者が内容を確認のうえ、交付要綱第66条本文の規定による完了実績報告書に添付して地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局に報告する。

②二次評価

1) 実施対象

FAST TRAVEL 推進支援事業については地方航空局が、公共交通利用環境の革新等事業、観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業及び「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業については地方運輸局等が、歴史的観光資源高質化支援事業、観光地域振興無電柱化推進事業、古民家等観光資源化支援事業及び先進的なサイクリング環境整備事業については地方整備局等が、それぞれ自己評価（一次評価）等を基に二次評価を行うこととする。

2) 実施方法

二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局及び沖縄総合事務局（以下「国土交通省地方支分部局等」という。）の各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、国土交通省地方支分部局等が作成した二次評価案について審議する。国土交通省地方支分部局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。

なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。

国土交通省地方支分部局等は、補助金の交付を直接受けた補助対象事業者及び補助金の交付を間接的に受けた間接補助対象事業者の双方に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者又は間接補助対象事業者では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の5月末までに、それぞれ国土交通省地方支分部局等から国土交通省へ提出することとする。

2. その他

上記によることができない特段の事情がある場合は、国及び補助対象事業者において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

別添

令和3年度観光振興事業費補助金交付要綱第1章第2条二に基づく指定市区町村一覧

都道府県名	市区町村名
北海道	札幌市・函館市・小樽市・旭川市・室蘭市・釧路市・帯広市・北見市・夕張市・網走市・苫小牧市・稚内市・千歳市・富良野市・登別市・伊達市・北広島市・北斗市・七飯町・ニセコ町・留寿都村・倶知安町・積丹町・余市町・赤井川村・上川町・東川町・美瑛町・上富良野町・中富良野町・占冠村・美幌町・津別町・斜里町・清里町・小清水町・大空町・壮瞥町・白老町・洞爺湖町・音更町・新得町・幕別町・足寄町・標茶町・弟子屈町・白糠町・中標津町・羅臼町
青森県	青森市・弘前市・八戸市・黒石市・五所川原市・十和田市・三沢市・平川市・鱈ヶ沢町・深浦町・西目屋村・六戸町・おいらせ町
岩手県	盛岡市・宮古市・大船渡市・花巻市・北上市・一関市・釜石市・八幡平市・奥州市・滝沢市・雫石町・平泉町・田野畑村
宮城県	仙台市・石巻市・塩竈市・白石市・名取市・岩沼市・大崎市・蔵王町・柴田町・松島町・利府町
秋田県	秋田市・横手市・大館市・男鹿市・鹿角市・由利本荘市・大仙市・にかほ市・仙北市・小坂町・藤里町
山形県	山形市・米沢市・鶴岡市・酒田市・寒河江市・上山市・天童市・東根市・尾花沢市・河北町
福島県	福島市・会津若松市・郡山市・いわき市・白河市・須賀川市・二本松市・下郷町・檜枝岐村・北塩原村・猪苗代町・西郷村
茨城県	水戸市・日立市・土浦市・古河市・牛久市・つくば市・ひたちなか市・鹿嶋市・守谷市・神栖市・銚田市・小美玉市
栃木県	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・日光市・小山市・大田原市・矢板市・那須塩原市・芳賀町・塩谷町・那須町
群馬県	前橋市・高崎市・桐生市・伊勢崎市・太田市・館林市・渋川市・藤岡市・富岡市・下仁田町・嬭恋村・草津町・片品村・みなかみ町

都道府県名	市区町村名
埼玉県	さいたま市・川越市・熊谷市・川口市・所沢市・飯能市・春日部市・狭山市・上尾市・草加市・越谷市・蕨市・戸田市・入間市・朝霞市・和光市・新座市・久喜市・八潮市・富士見市・三郷市・坂戸市・鶴ヶ島市・ふじみ野市
千葉県	千葉市・市川市・船橋市・木更津市・松戸市・野田市・茂原市・成田市・佐倉市・習志野市・柏市・市原市・流山市・八千代市・我孫子市・鎌ヶ谷市・富津市・浦安市・四街道市・印西市・富里市・香取市・酒々井町・芝山町・一宮町
東京都	千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・台東区・墨田区・江東区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区・渋谷区・中野区・杉並区・豊島区・北区・荒川区・板橋区・練馬区・足立区・葛飾区・江戸川区・八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・福生市・狛江市・東久留米市・武蔵村山市・多摩市・稲城市・西東京市・小笠原村
神奈川県	横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・秦野市・厚木市・大和市・伊勢原市・海老名市・座間市・綾瀬市・葉山町・大磯町・箱根町・湯河原町
新潟県	新潟市・長岡市・三条市・新発田市・燕市・妙高市・上越市・佐渡市・南魚沼市・湯沢町
富山県	富山市・高岡市・魚津市・氷見市・黒部市・砺波市・小矢部市・南砺市・射水市・立山町
石川県	金沢市・七尾市・小松市・輪島市・加賀市・かほく市・白山市・能美市・野々市市・内灘町
福井県	福井市・敦賀市・小浜市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・若狭町
山梨県	甲府市・富士吉田市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・笛吹市・身延町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町
長野県	長野市・松本市・上田市・諏訪市・大町市・茅野市・塩尻市・佐久市・千曲市・安曇野市・軽井沢町・南木曾町・白馬村・小谷村・山ノ内町・野沢温泉村
岐阜県	岐阜市・大垣市・高山市・多治見市・中津川市・羽島市・土岐市・各務原市・可児市・飛騨市・郡上市・下呂市・白川村
静岡県	静岡市・浜松市・沼津市・熱海市・三島市・富士宮市・伊東市・島田市・富士市・磐田市・焼津市・掛川市・藤枝市・御殿場市・袋井市・下田市・裾野市・湖西市・伊豆市・御前崎市・菊川市・伊豆の国市・牧之原市・東伊豆町・河津町・函南町・小山町・吉田町
愛知県	名古屋市・豊橋市・岡崎市・一宮市・半田市・春日井市・豊川市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・蒲郡市・犬山市・常滑市・小牧市・稲沢市・東海市・大府市・知立市・高浜市・日進市・みよし市・長久手市・南知多町
三重県	津市・四日市市・伊勢市・松阪市・桑名市・鈴鹿市・尾鷲市・亀山市・鳥羽市・熊野市・志摩市・伊賀市・大紀町・南伊勢町・紀北町・御浜町・紀宝町
滋賀県	大津市・彦根市・長浜市・近江八幡市・草津市・守山市・甲賀市・高島市・東近江市・竜王町
京都府	京都市・宇治市・宮津市・亀岡市・長岡京市・八幡市・京田辺市・南丹市・木津川市・伊根町
大阪府	大阪市・堺市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市・枚方市・茨木市・八尾市・泉佐野市・寝屋川市・河内長野市・大東市・和泉市・箕面市・羽曳野市・門真市・摂津市・藤井寺市・東大阪市・泉南市・田尻町
兵庫県	神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市・洲本市・芦屋市・伊丹市・豊岡市・加古川市・宝塚市・三木市・高砂市・川西市・三田市・南あわじ市・淡路市

都道府県名	市区町村名
奈良県	奈良市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・生駒市・香芝市・斑鳩町・吉野町・黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村・川上村
和歌山県	和歌山市・海南市・橋本市・田辺市・新宮市・岩出市・かつらぎ町・九度山町・高野町・みなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町・那智勝浦町・串本町
鳥取県	鳥取市・米子市・倉吉市・境港市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町・日吉津村・大山町・伯耆町・日野町・江府町
島根県	松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・飯南町・美郷町・津和野町・海士町・西ノ島町・知夫村・隠岐の島町
岡山県	岡山市・倉敷市・津山市・玉野市・笠岡市・総社市・備前市・赤磐市・真庭市・美作市・新庄村
広島県	広島市・呉市・竹原市・三原市・尾道市・福山市・東広島市・廿日市市・府中町・坂町
山口県	下関市・宇部市・山口市・萩市・防府市・下松市・岩国市・長門市・美祢市・周南市
徳島県	徳島市・鳴門市・阿南市・吉野川市・阿波市・三好市・松茂町・北島町・藍住町・板野町
香川県	高松市・丸亀市・坂出市・観音寺市・三豊市・土庄町・小豆島町・直島町・綾川町・琴平町
愛媛県	松山市・今治市・宇和島市・新居浜市・西条市・大洲市・伊予市・四国中央市・松前町・内子町
高知県	高知市・南国市・土佐市・須崎市・土佐清水市・四万十市・香南市・香美市・芸西村・いの町
福岡県	北九州市・福岡市・大牟田市・久留米市・柳川市・中間市・筑紫野市・春日市・大野城市・宗像市・太宰府市・福津市・朝倉市・糸島市・那珂川市・志免町・粕屋町・苅田町
佐賀県	佐賀市・唐津市・鳥栖市・多久市・伊万里市・武雄市・鹿島市・嬉野市・基山町・有田町
長崎県	長崎市・佐世保市・島原市・諫早市・大村市・平戸市・対馬市・五島市・西海市・雲仙市・南島原市・時津町・小値賀町・新上五島町
熊本県	熊本市・八代市・人吉市・荒尾市・菊池市・宇城市・阿蘇市・天草市・南関町・大津町・菊陽町・南小国町・小国町・産山村・高森町・南阿蘇村・益城町
大分県	大分市・別府市・日田市・竹田市・宇佐市・由布市・国東市・日出町・九重町・玖珠町
宮崎県	宮崎市・都城市・延岡市・日南市・小林市・日向市・西都市・えびの市・高原町・綾町・高千穂町
鹿児島県	鹿児島市・鹿屋市・指宿市・垂水市・薩摩川内市・日置市・霧島市・南九州市・始良市・湧水町・南大隅町・屋久島町
沖縄県	那覇市・宜野湾市・石垣市・浦添市・名護市・糸満市・沖縄市・豊見城市・うるま市・宮古島市・南城市・今帰仁村・本部町・恩納村・宜野座村・金武町・伊江村・読谷村・嘉手納町・北谷町・北中城村・中城村・渡嘉敷村・座間味村・八重瀬町・竹富町